4月から

子ども手当制度がスタートしました

ことしの4月1日から、子ども手当制度が始まりました。
この制度は、次代の社会を担う子どもたちの健やかな成長を支援する目的で、政府が新たに創設したものです。
ここでは、制度の概要や申請の方法についてお知らせします。

問本庁子ども・家庭課
各総合支所子ども手当担当課

◉子ども手当ってどんな制度

子ども手当制度は、中学校3年生までの子どもを育てている保護者に、子ども手当と呼ばれるお金を支給する制度です。4月1日に施行され、4月から全国の市町村で始まりました。

これまで、子育て支援の制度として児童手当がありましたが、児童手当は3月分までの支給となり、4月分からは子ども手当が支給されます。子ども手当が児童手当と異なる点は、▽保護者の所得制限がないこと▽中学生まで支給されること▽子どもの年齢や何人目かにかかわらず一律の額が支給されること――です。

◉いつからどれぐらいもらえるの

それでは具体的にどれぐらいの金額が支給されるのでしょうか。支給される金額は、対象となる子ども1人につき、月額1万3000円です。例えば、中学生以下の子どもが3人いれば、1月当たり3万9000円となります。

支給される時期は、原則として、6月、10月、2月の3回です。それぞれ前月分までの手当がまとめて支給されます。

◉受け取るためにはどうしたらいいの

子ども手当を受け取るためには、税法上または保険証で子どもを扶養している父か母が、住所のある市町村に申請し、認定を受ける必要があります。

手当ての支給は、申請した翌月分から対象となります。ただし本年度は申請が遅れても、22年9月30日までに受け付けたものに限り、特例として4月（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

◉申請が必要な人は忘れずに手続きを

対象となる子どもの保護者のうち、中学校2・3年生の子どもがいる保護者や、現在児童手当を受給していない保護者は、市の窓口で申請が必要です。

下にある日程表のとおり受け付けを行いますので、できるだけこの期間中に申請を済ませてください。どうしても都合がつかない場合は、お早めに各総合支所子ども手当担当課窓口で申請してください。

①中学校1年生以下の子どもがいる保護者（平成9年4月2日以降に生まれた子ども）⬇
児童手当を受給している保護者は、手続きの必要はありません。児童手当を受給していない保護者は、認定請求の手続きをしてください。

②中学校2年生または3年生の子どもがいる保護者（平成7年4月2日～9年4月1日生まれの子ども）⬇児童手当を受給していない保護者は、認定請求の手続きをしてください。児童手当を受給している保護者は、額改定認定請求の手続きをしてください。

③所得制限により児童手当を受給していない保護者⬇認定請求の手続きをしてください。子ども手当は所得制限がありません。

④中学校3年生までの子どもがいる保護者のうち、22年4月1日以降に奥州市に転入してきた人⬇前住所地で児童手当を受給していても、奥州市で認定請求の手続きが必要です。

⑤公務員⬇児童手当と同様に居住地の自治体ではなく、所属する勤務先から支給されます。申請は勤務先でしてください。

■申請に必要な物

【認定請求の場合】印鑑、親（申請者）の通帳、親の保険証のコピー

【額改定請求の場合】印鑑、親の保険証のコピー

現在、児童手当を受けていますか。

■申請受け付け日程表

区名	期　日	時　間	場　所
水沢	５月７日金、10日月、11日火	午前８時半～午後５時	市役所３階講堂
江刺	５月10日月、11日火		江刺総合支所212会議室
前沢	５月12日水～14日金		前沢総合支所市民環境課
胆沢	５月12日水～14日金		胆沢総合支所市民環境課
衣川	５月７日金、10日月、11日火		衣川総合支所健康福祉課